

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

邑楽町は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

邑楽町長

公表日

令和4年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、健康増進事業に関する事務を実施する。 健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 (1) 健康増進法に基づく健康増進事業として実施される健康診査等を受けようとする住民が事業の対象 者であるか否かの確認
③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
成人健診ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の第76項 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・平成26年内閣府・総務省令第5号 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 102の2項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課 保健センター 健康推進係
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住民課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉課 保健センター 健康推進係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地3 0276-88-5533

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月6日	評価書名	健康増進関係事務 基礎項目評価書	健康増進に関する事務 基礎項目評価書	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	健康増進関係事務	健康増進に関する事務	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法の規定に則り 成人検診情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ・健康増進法に基づく健康増進事業として実施 される健康診査等を受けようとする住民が事業 の対象者 であるか否かの確認	健康増進法に基づき、健康増進事業に関する 事務を実施する。 健康増進法及び行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」とい う。)に基づき、特定個人情報ファイルを次の事 務で取り扱う。 (1) 健康増進法に基づく健康増進事業として実 施される健康診査等を受けようとする住民が事 業の対象者であるか否かの確認	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事後	
平成29年1月6日	2. 特定個人情報ファイル名	健診対象者ファイル、宛名情報ファイル	成人健診ファイル	事後	
平成29年1月6日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の76項並びに健 康増進法第17条等	・番号法第9条第1項 別表第一の第76項 健康増進法による健康増進事業の実施に関 する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成29年1月6日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	なし	—	事後	
平成29年1月6日	5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉課 健康増進係	健康福祉課 保健センター 健康増進係	事後	
平成29年1月6日	8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	健康福祉課 健康増進係 群馬県邑楽郡邑 楽町大字中野2570番地3 0276-88-5533	健康福祉課 保健センター 健康増進係 群 馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地3 0276- 88-5533	事後	
令和1年6月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和4年3月10日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の第76項 健康増進法による健康増進事業の実施に関 する事務であって主務省令で定めるもの	・番号法第9条第1項 別表第一の第76項 健康増進法による健康増進事業の実施に関 する事務であって主務省令で定めるもの ・平成26年内閣府・総務省令第5号 第54条	事後	
令和4年3月10日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年3月10日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	・番号法第19条第8号 別表第二 102の2項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第50条	事後	
令和4年3月10日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月10日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	